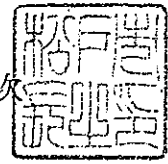


熊本県における市税に関する申告期限等の指定について

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5の2及び松戸市市税条例（平成27年松戸市条例第12号）第8条第1項の規定により、平成28年4月28日付け松戸市告示第194号において別途告示で定めることとされている期日について、平成28年4月14日から同年8月31日までの間に期限の到来する個人市民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税（以下「市税」という。）の納期限は次に掲げるとおりとし、同日後に到来する市税の納期限は変更しないこととする。

平成28年8月30日

松戸市長 本郷谷 健 次



記

対象となる納期限	月分又は期別	指定する期日
平成27年度分の特別徴収に係る個人市民税の納期限	4月分	平成28年9月12日
	5月分	平成28年9月12日
平成28年度分の特別徴収に係る個人市民税の納期限	6月分	平成28年9月12日
	7月分	平成28年9月12日
平成28年度分の普通徴収に係る個人市民税の納期限	第1期	平成28年9月30日
	第2期	平成28年9月30日
平成28年度分の固定資産税及び都市計画税の納期限	第1期	平成28年9月30日
	第2期	平成28年10月31日
平成28年度分の軽自動車税の納期限		平成28年9月30日